

令和9年度 保育認定(2号・3号認定)月額保育料表 【案】

※【案】のため変更となる場合があります。
※公立・私立の区分による差はありません。(単位:円)

階層区分		0・1歳児クラス		2歳児クラス	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市民税均等割のみ 課税世帯	8,500	8,400	0	0
D0	市民 税 所 得 割 額	1円以上 3,000円未満	10,400	10,300	0
D1		7,800円未満	14,200	14,000	0
D2		12,000円未満	16,100	15,900	0
D3		27,000円未満	19,000	18,700	9,500
D4		39,000円未満	21,800	21,500	10,900
D5		51,000円未満	23,700	23,300	11,800
D6		63,000円未満	29,400	28,900	14,700
D7		75,000円未満	32,300	31,800	16,100
D8		89,400円未満	36,100	35,500	18,000
D9		105,000円未満	38,000	37,400	19,000
D10		123,300円未満	38,900	38,300	38,900
D11		154,500円未満	44,600	43,800	44,600
D12		222,100円未満	45,600	44,800	45,600
D13		255,100円未満	52,200	51,300	52,200
D14		351,400円未満	57,900	57,000	57,900
D15		351,400円以上	60,800	59,800	60,800

1 保育料の無償化について

保育園及び認定こども園（保育部分）の場合、各年3月31日時点の年齢が3～5歳（年少・年中・年長クラス）、幼稚園及び認定こども園（教育部分）などの教育施設を利用する場合は、満3歳（誕生日を迎えて3歳）になっている場合、無償化の対象です。

2 算定方法について

令和9年4月分から令和9年8月分の保育料は、令和8年度の市民税額、9月分から翌年3月分の保育料は、令和9年度の市民税額に基づいて決定します。

3 保育料の階層区分について

- A階層の生活保護世帯等とは、「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」です。
- 保育が必要な時間により、標準時間（11時間）と短時間（8時間）の認定区分に分けています。
- 階層判定に用いる市民税所得割額は「住宅取得控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除及び電子証明書特別控除等」を控除する前の税額です。
- 扶養している子どもの人数に応じて、市民税所得割額から一定額を控除して計算します。
 - 4月分から8月分までの保育料）
 - 平成19年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた子ども1人当たり15,000円を控除します。
 - 平成22年1月2日から令和7年12月31日までに生まれた子ども1人当たり22,800円を控除します。
 - 9月分から翌年3月分までの保育料）
 - 平成20年1月2日から平成23年1月1日までに生まれた子ども1人当たり15,000円を控除します。
 - 平成23年1月2日から令和8年12月31日までに生まれた子ども1人当たり22,800円を控除します。
- 保育料は、原則として児童と同一世帯に属し、生計を一にする父母の市民税額の合計額により決定されます。
（ただし、祖父母等と同居しており、父母ともに市民税が非課税の場合であって、祖父母等が家計の主宰者とみなされる場合は、その税額に基づいて算定します。）

4 保育料の多子軽減について

- 同一世帯で2人以上の就学前の児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高い方から2人目の児童が半額、3人目以降の児童が無料となります。
※軽減の対象となるのは、法律に基づき認可された上記施設に在籍する児童に限ります。
- 扶養している子どもの人数に応じて一定額を控除（3 保育料の階層区分について(4)）する前の所得割額が、
 - 97,000円未満の場合は、第2子の児童は半額（B階層は無料）、第3子以降の児童は無料となります。
 - 97,000円未満のひとり親世帯等の場合は、第1子以降の児童は無料となります。
※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（母子・父子世帯）及び在宅障がい児（者）のいる世帯です。
- 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の場合、3人目以降の児童が3歳未満児で入園しているときは、所得に応じて決定する保育料基準額の1/4となります。

5 保育料の減免について

災害や疾病等により、前年に比べ著しく収入が減少した場合には、申し出により保育料を減免する制度があります。